

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成30年8月17日
【会社名】	株式会社ディー・ディー・エス
【英訳名】	DDS, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三吉野 健滋
【本店の所在の場所】	名古屋市中区丸の内三丁目6番41号
【電話番号】	(052)955-6600(代表)
【事務連絡者氏名】	管理担当取締役 貞方 涉
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区丸の内三丁目6番41号
【電話番号】	(052)955-6600(代表)
【事務連絡者氏名】	管理担当取締役 貞方 涉
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 14,594,800円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,658,114,800円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	428個(新株予約権1個につき10,000株)
発行価額の総額	14,594,800円
発行価格	新株予約権1個につき34,100円(新株予約権の目的である株式1株当たり3.41円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年9月3日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ディー・ディー・エス 管理部 名古屋市中区丸の内三丁目6番41号
払込期日	平成30年9月3日(月)
割当日	平成30年9月3日(月)
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 尾頭橋支店

(注)1. 第8回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成30年8月17日(金)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ディー・ディー・エス 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式4,280,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は10,000株とする。）。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（同欄第2項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日まで、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日まで上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、384円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）</p> <p>調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

普通株式について株式の分割をする場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号 から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。
この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所マザーズ市場(以下、「マザーズ」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,658,114,800円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成30年9月3日から平成32年9月2日(但し、平成32年9月2日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、別記「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ディー・ディー・エス 管理部 名古屋市中区丸の内三丁目6番41号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 尾頭橋支店
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

	<p>新たに交付される新株予約権の数</p> <p>新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類</p> <p>再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
--	---

(注) 1. 本新株予約権の行使指示

当社は、割当予定先と締結されるコミットメント条項付き第三者割当契約(以下、「本契約」という。)に基づき、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のマザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合(かかる場合を以下、「条件成就」という。)、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、本新株予約権の行使を指示(以下、「行使指示」という。)することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使します。

具体的には、各行使指示は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のマザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%(500円)を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のマザーズにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のマザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%(576円)を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のマザーズにおける当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示の株数は、直近7連続取引日(条件成就の日を含む。)の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社と当社代表取締役である三吉野健滋氏が締結した株式貸借契約の範囲内(1,000,000株)とすることとしております。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下、「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下、「出資金総額」という。)を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。

- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

3. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、上記2「本新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金されたときに発生する。

4．本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

5．その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,658,114,800	5,500,000	1,652,614,800

- (注) 1．払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額（14,594,800円）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（1,643,520,000円）を合算した金額であります。
- 2．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません
- 3．発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用3,000,000円、登記関連費用500,000円、その他諸費用（株式事務手数料・外部調査費用）2,000,000円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用、株式事務手数料は減少します。
- 4．本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	想定金額 （百万円）	支出予定時期
ブロックチェーン（注2）市場参入のための研究開発投資	1,450	平成30年9月～平成33年8月
うち(1)ハードウェアウォレット（注3）の開発	384	
うち(2)決済関連システムの開発	333	
うち(3)『どこでも本人確認』（注4）機能強化	133	
うち(4)ブロックチェーンをベースとした分散認証基盤の開発	600	
生体認証手段に関する基礎研究開発投資（外部委託費）	202	平成30年9月～平成32年1月
うち(5)顔認証アルゴリズム（注5）の研究	108	
うち(6)虹彩認証アルゴリズムの研究	94	

- (注1) 上記、各資金使途は優先順位の順に記載しております。
- (注2) ブロックチェーンとは、インターネットなどのネットワーク上で、高い信頼性が求められる金融取引や重要データのやり取りなどを可能にする「分散型台帳技術」のこと。
- (注3) ハードウェアウォレットとは、仮想通貨を保管するための手段の1つであり、ソフトウェア内に保管する方式ではなく、専用端末で管理をする形式のこと。複数ある手段の中でセキュリティ上もっとも優れていると言われている。
- (注4) 『どこでも本人確認』は当社が平成29年12月に発売した遠隔地間における本人確認手続き手段としてスマートフォンなどのネットワーク端末を用いてオンラインによる対面認証サービスを実現するサービス。

(注5) アルゴリズムとは、コンピュータにおいて目的の処理を行う際の手順。

当社は、今後拡大が見込まれるブロックチェーン市場において当社技術が活かせると考え、まだ確固たる地位を確立している企業のいない今こそ参入する時期としては最適であると判断いたしました。

しかしながら、以下の直近の決算状況からは算入に必要とする資金調達を銀行借入により行うことが困難であるため、第三者割当による新株予約権の発行により調達することといたしました。

・平成29年12月期連結決算においては、売上高は前期比33.9%減の790百万円となりました。現在の主たる事業であるバイオメトリクス事業(PC向け、スマートフォン向けのセキュリティのための指紋認証システムの開発販売など)において、官公庁および民需案件の大型案件の受注見込時期がずれ込む(以下、「昨年度の受注見込の期ズレ案件」(注6)という。)などの影響によるものです。損益面においては、新規事業関係の先行投資が一巡したこと、その他経費の見直しによる人件費、広告宣伝費、旅費交通費などの削減効果が継続しており販売費及び一般管理費は前期比で47百万円減となったものの、営業損失233百万円(前期は営業利益59百万円)、経常損失203百万円(前期は経常利益81百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失215百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益74百万円)を計上し減収減益となっております。

・また、直近の平成30年12月期第2四半期においても、売上高は前年同期比28.5%減となる305百万円となり、営業損失206百万円(前年同期は営業損失71百万円)、経常損失217百万円(前年同期は経常損失73百万円)、親会社株主に帰属する四半期純損失209百万円(前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失72百万円)と依然として赤字が続いております。

なお、平成23年および平成25年に発行した新株予約権の行使による増資により資本金、資本準備金を合わせて328百万円増加したこと、今期は、昨年度の受注見込の期ズレ案件を含む商談が下半期に集中していることなどから、現在の主たる事業であるバイオメトリクス事業を展開していく上では資金上の支障はありません。

(注6) 当社はエンドユーザー様(実際に当社製品をご利用される企業および団体)への直接販売ではなく、システム開発会社様などを通じて販売しております。そのため、当社が受注に至るまでには、まずエンドユーザー様案件の入札等実施前に、当該案件の受注を希望するシステム会社様等のパートナー企業候補として当社が選定され、その後システム会社様等がエンドユーザー様の実施する入札等を経て受注を獲得し、さらにシステム会社様から当社が発注を受ける必要があります。

したがって、エンドユーザー様がシステム会社様等に発注した後、システム会社様等から当社へ発注があり、最終的にシステム会社様等を通じて出荷を行い、サーバー構築および導入テストを経てエンドユーザー様にて本稼働という流れとなります。行政などを中心に日本では一般的に4月に始まり翌年3月末までという会計年度を採用しているケースが多く、当社のエンドユーザー様も3月末までの年度が多くなっております。年度末の3月末までに導入を完了させる場合、上述の様な流れから逆算するとスケジュール的に当社の売上が前年12月までに計上される事が多いことから、当社の売上は例年12月に集中する傾向にあります。当社において受注見込の期ズレが起こる場合は、エンドユーザー様が年度末である翌年3月末までの導入を見送り発注を行わず、4月から始まる新年度に繰り越すことになった場合が多く、その場合当社売上については、翌年1月、2月ではなく4月以降に持ち越すこととなります。

今回の調達資金約1,652百万円は、主として以下の新規事業および研究開発の推進に充当する予定であります。

資金使途は、大きく ブロックチェーン市場参入のための研究開発投資4つと 生体認証手段に関する基礎研究開発投資の2つの合計6つのプロジェクトを想定しております。優先順位順に記載しており、()内に優先順位を記載しております。

ブロックチェーン市場参入のための研究開発投資

近年ブロックチェーン技術が注目されております。経済産業省が平成28年4月に公表した『ブロックチェーン技術を利用したサービスに関する国内外動向調査』によれば、ブロックチェーン関連市場は67兆円という試算もあります。同調査の中では67兆円の中の仮想通貨関連市場が1兆円と試算されておりますがまだ黎明期であり、現在ブロックチェーン技術が用いられている代表的な市場はビットコインをはじめとした仮想通貨関連市場がほとんどであり、それ以外の分野ではまだ各社情報収集や実証実験をしている段階であります。この唯一立ち上がっている仮想通貨関連市場においては、昨今の仮想通貨流出事件等を皮切りに、仮想通貨のセキュリティだけでなく匿名性についても議論がなされ、マネーロンダリングやテロなどの不正利用への取り組み、セキュリティを中心としたシステムの管理態勢などが求められており、仮想通貨取引をする都度、指紋認証を行うなど、仮想通貨決済市場における本人確認と利便性向上の同時実現は必須となりつつあります。

当社は、生体認証技術の応用用途について模索しているなか、市場の黎明期であり今後の成長が期待されているブロックチェーン関連市場においても業界団体に加盟し情報収集、意見交換をおこなってまい

りました。その結果として、(1)ブロックチェーン関連市場においても、上述のとおりセキュリティ強化と利便性向上の実現という課題があり、生体認証により解決が出来ること、(2)不正利用防止という観点においても、ICカードのように貸し借りが出来ず、パスワードのように流出の恐れがない生体認証を、口座開設時だけではなく実際の取引時にも利用する事により、不正利用防止の強化につながることで、から当社の生体認証技術を活用することが課題解決する手段として新たな価値創造に繋がるのではないかと認識に至りました。

ブロックチェーン関連市場については上述の通り、将来的な市場規模の試算は67兆円と巨額であるものの現時点ではまだ黎明期であり、ビットコインをはじめとした仮想通貨交換所関連市場が立ち上がりつつあるものの、それ以外の分野ではまだ各社情報収集や実証実験をしている段階であります。ブロックチェーン技術は、取引を記録する台帳を分散して登録することで取引記録の改ざんを防ぐ技術ですが、取引そのものを「誰が」行っているのかの判別は、暗号鍵と呼ばれる文字列でしか区別出来ません。仮想通貨関連市場だけではなく、今後派生していくブロックチェーン関連市場においても、「誰が」を管理する方法として生体認証を利用するニーズは出てくると考えます。生体認証技術を活用する先行者として、今後急拡大する可能性のある同市場において一定の地位を築ける好機であると考え、ブロックチェーン市場への本格的な参入を行うため研究・開発力の強化を行います。

具体的には、(1)まだ相対的に普及率は低いもののセキュリティ強化の観点から今後普及が見込まれるハードウェアウォレットに関して、当社の技術を活かした、より利便性の高い製品の開発に384百万円、(2)上述のハードウェアウォレットを活用し利便性向上を実現する仮想通貨決済関連システムの開発に333百万円、(3)『どこでも本人確認』機能について、顧客からの要望を元にした機能強化に133百万円、(4)ブロックチェーンをベースとした分散認証基盤の開発に600百万円の投資を行います。

上述の4つのプロジェクトの想定金額は、当社が現状の人員体制だけでは、人数的にも知識的にも進めるには不十分であるため関連技術者を採用して開発した場合を想定して積算しておりますが、現時点では必ずしも採用により自社開発することは決定しておりません。関連技術者の採用状況や開発に要する期間等を考慮し、自社開発した場合と比して金額、期間において同等以上の効果が見込めるような投資（新規M&Aや資本業務提携、ベンチャー企業投資など）も選択肢として並行して検討してまいります。従いまして、自社採用による開発あるいは投資の併用も想定されますが、その比率についても現時点では決定しておりません。なお、M&Aについては、対象先およびその規模等につきましては、現時点で決定しておりません。今後、用途に関して自社採用による開発あるいは投資、またはその併用のいずれになるか具体的に決定した時点で速やかに開示いたします。

生体認証手段に関する基礎研究開発投資（外部委託費）

当社は、大学との共同研究により開発した独自方式による指紋認証技術を強みとして事業を行ってきました。平成30年3月には東京大学との共同研究により指紋の高解像画像を用いて、汗孔（注7）などの指紋の隆線の微細構造を解析することにより高精度で偽造にも強い認証方式の開発に成功しましたが、精度向上、高速化など引き続き改善に努めていく必要があります。

一方で、スマートフォンに新たな認証手段として顔認証が搭載されるなど指紋以外を用いた認証手段も普及しつつあります。コスト面、実績面などから当面の間、生体認証手段として指紋認証は一定の比率で普及を続けていくものと考えてはおりますが、市場の変化するスピードが当社の想定を上回った場合にはリスクが生じるため、顔、静脈、虹彩、声などの別の生体認証手段に関しても研究を行っていく必要があると考えております。

これらの研究は、基礎研究的な要素が強いことから、現時点で製品化に耐えうるような水準に達するかどうかは不確実ですが、今後も外部と連携して研究を行う想定であり、大学への委託研究費、あるいは企業への業務委託費として充当する予定です。具体的には、(5)顔認証アルゴリズムの研究として108百万円、(6)虹彩認証アルゴリズムの研究の一部として94百万円を業務委託費に充当します。

なお、上記充当額の外に虹彩認証アルゴリズムの研究の完了までには追加で14百万円かかる見込です。さらに、顔認証および虹彩認証を実際の製品に使用するためには、エンジンSDK（注8）の開発が必要であり、完成までには追加で顔認証エンジンSDK開発に60百万円、虹彩認証エンジンSDK開発に60百万円かかる見込です。したがって、アルゴリズムの研究およびエンジンSDK開発の完了まで必要となる追加費用を合計すると134百万円ほど調達額以外にかかる見込ですが自己資金にて捻出する予定です。

当社は、上記項目への資金の活用により、株主をはじめとするステークホルダー各位のご期待に応えられるものと考えております。

なお、新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、当初の計画通り資金調達が進まないことが考えられます。また、行使状況により、最終的に本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額の変更がありうることから、上記事業計画の内容について変更する場合があります。その場合には、上記の優先順位を勘案しつつ、手許資金により充当していく予定ではございますが、研究開発の時期および規模、範囲につい

ては、上記事業計画通りに実行できず、変更が生じる可能性があります。資金使途に変更があった場合には速やかに開示いたします。

調達資金を実際に支出するまでは銀行口座にて管理いたします。

- (注7) 汗孔(かんこう)とは、皮膚の表面にある汗の出口のこと。皮膚の表面には小さな溝の部分である皮溝(ひこう)と盛り上がった皮丘(ひきゅう)がある。皮丘の中心に汗孔があり、皮溝と皮丘の交わるところに毛髪が出る毛孔(もうこう)がある。
- (注8) エンジンとは、コンピュータで実質的にデータ処理を実行する機構であり、SDKとはSoftware Development Kitの略で、ソフトウェア開発キット。システムの開発者やソフトウェア技術者が、開発中のプログラムに当該機能を組み込めるようにするためのツール群のこと。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
資本金	10百万円
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦 100%

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(注) 平成30年8月17日時点の状況を記載しております。なお、当社は、平成25年9月3日提出の有価証券届出書に基づき、同社の新株予約権行使により1,978,125,000円を調達しております。

c．割当予定先の選定理由

<本新株予約権の発行の目的及び理由>

当社は、創業以来、独自の指紋認証方式を武器に事業を行って参りました。スマートフォンへの指紋認証機能の搭載や昨今のセキュリティ意識の高まりなどから急速に拡大している生体認証関連市場において、PC向けには認証基盤であるEVEシリーズ(注9)の開発、スマートフォン向けにはFIDO規格(注10)に準拠したマガタマプラットフォーム(注11)の開発を行い、それぞれ営業活動を行っておりますが、指紋認証の応用用途についても模索して参りました。

近年ブロックチェーン技術が注目されており、当社においても、ブロックチェーン関連の業界団体加盟による情報収集、意見交換をおこなってまいりましたが、セキュリティ目的だけではなく、本人確認手段としての生体認証の活用が見えてまいりました。昨今の仮想通貨流出事件等を皮切りに、仮想通貨の匿名性についても議論がなされる中、仮想通貨決済市場における本人確認と利便性向上の同時実現は必須となりつつあります。いわゆる、KYC(Know Your Customer、顧客確認)技術の重要性が増す中、当社の生体認証技術はブロックチェーン関連において新たな価値創造に繋がるのではないかと認識に至りました。

ブロックチェーン市場参入を加速するため、技術的に不足している関連技術者の採用による自社開発、あるいは投資(新規M&Aや資本業務提携、ベンチャー企業投資など)について並行して検討し、取り組んでいく方針であります。現時点では、自社開発あるいは投資のいずれを選択するかは決まっておりません。今後用途に関して具体的に決定した時点で速やかに開示致します。

また、スマートフォンに新たな認証手段として顔認証が搭載されるなど指紋以外を用いた認証手段も普及しつつあります。コスト面、実績面などから当面の間、生体認証手段として指紋認証は一定の比率で普及を続けていくものと考えてはおりますが、市場の変化するスピードが当社の想定を上回った場合にはリスクが生じるため、別の生体認証要素に関し、当社としても研究を行っていく必要があります。

今回の資金調達により、事業拡大のための投資資金への充当を目的に、当社は、本日開催の当社取締役会において、本新株予約権の発行を行うことを決定いたしました。

(注9) EVEシリーズは、当社が開発した生体認証を用いた認証基盤です。社内システムやクラウドサービスなど複数のシステムを利用する際に、適切なユーザーが適切なITリソースにアクセスするために、各システムのユーザー認証やユーザーIDの管理を統合的に行うための仕組みです。

- (注10) F I D OとはFast Identity Onlineの略でF I D Oアライアンスが提唱推進している規格です。F I D Oアライアンスは、パスワードに代わる生体認証をはじめとしたオンラインにおける安全な認証の世界標準の提唱と啓蒙を行うため2017年に米国で設立された非営利団体です。
- (注11) マガタプラットフォームとは、当社が開発したF I D O規格に準拠した認証基盤です。オンライン会員向けサービスへのログインや、お客様へ提供されているスマートフォンアプリでのログインに、指紋・顔等の生体認証を利用することがF I D Oの知識がなくてもF I D O規格に準拠したシステムにすることが可能になります。

<割当予定先を選定した理由>

マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(以下、「マイルストーン社」という。)を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。当社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先を選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の経営方針や事業内容などを理解いただき、尊重していただけること、第二に株主価値の急激な希薄化をもたらさないよう配慮しながら、市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけること、第三に大株主として長期保有を目指さないこと、第四に予期していない株主の出現を防ぐために、取得した株は相対取引ではなく、市場で売却すること、第五に環境や状況の変化により当社がより有効な資金調達手段を見いだせた場合に迅速に買い戻しが実行できるように取得条項を付すこと、第六に資金調達が適時に行われ、必要な資金が確保できる可能性が高いことなどの条件を満たすことを前提として、割当予定先を検討してまいりました。その結果、平成25年9月に割当を行い、全ての権利行使が行われた実績のあるマイルストーン社が今回においても最適であるという結論をえました。

このような検討を経て、当社は、平成30年8月17日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、平成21年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実にっております。開示資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在までに当社を除く上場企業約40社に対して、第三者割当による新株式及び新株予約権の引受けを行っている実績があり、上述のとおり、当社においても平成25年に新株予約権の引受けおよびその予約権を行使した実績があります。したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは適時の資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。

上記に加え、本新株予約権が全部行使された際、同社が当社の大株主となりますが、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないことにより、今般同社を割当予定先として選定することといたしました。

<本資金調達方法を選択した理由>

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

(1) その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。当社は直近期である平成29年12月期連結決算において、営業損失233百万円、経常損失203百万円、親会社株主に帰属する当期純損失215百万円の赤字を計上しており、現況において間接金融(銀行借入)による資金調達は、与信枠や借入コストの問題もあり、事実上調達困難な状況でございます。そのため、既存株主の皆様様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況であります。その検討において、公募増資は当社の決算数値及び無配が続いている現状では引受先が集まらないリスクが高く、また、第三者割当増資による新株式の発行につきましても、主要取引先を中心に検討を行いました引受の了承を得られる先を見出すことは困難であると判断いたしました。

当社といたしましては、前述いたしましたように、事業の多角化及び強化を目指しており、そのためには一定規模の資金調達が必要であるため、今回の割当予定先に対する新株予約権の発行という方法を資金調達の手法として選択いたしました。

(2) 本資金調達方法(第三者割当による新株予約権発行)について

本資金調達方法は当社が主体となり一定の条件のもと新株予約権の行使指示を行うことができることが大きな特徴であり、また、下記に記載のとおり既存株主の皆様様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が新株予約権の割当予定先に求めた点として、純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、第三者割当増資による新株式の発行と比して株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、大株主として長期保有しないこと、株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株

主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこと等であります。マイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

流動性の向上

本新株予約権の行使による発行株式総数は、平成30年7月31日現在の当社発行済株式総数40,049,300株の10.69%(4,280,000株)であり、割当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、当社取締役会決議により発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。これにより、当社がより有利な資金調達方法が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

行使の促進性

本新株予約権の内容及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結が予定されている本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の[エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について]に記載する特徴を盛り込んでおります。

<エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について>

本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインは、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株主価値の希薄化の抑制を図りつつ、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

(1) 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は384円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から4,280,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

(2) 行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のマザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合(かかる場合を以下、「条件成就」といいます。)、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が本新株予約権の行使を指示(以下、「行使指示」といいます。)することができます。具体的には、当社は割当予定先との間で締結される本契約に基づき、当社の裁量により割当予定先に10取引日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

各行使指示は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のマザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のマザーズにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のマザーズにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のマザーズにおける当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示の株数は直近7連続取引日(条件成就日を含む。)の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社と当社代表取締役である三吉野健滋氏が締結した株式貸借契約の範囲内(1,000,000株)とすることとしております。

(3) 取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

(4) 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当てで発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記(2)記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

また、当社取締役会の決定により本新株予約権の半数である214個を上限として譲渡を指示することができます。

d. 割り当てようとする株式の数

マイルストーン社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は4,280,000株であります。

e. 株券等の保有方針

マイルストーン社からは当社の企業価値の向上を期待した純投資である旨の意向を頂いており、本新株予約権については自身での行使を前提としての引受けであり、譲渡を目的とはしておりません。

一方、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を期待した純投資である旨の意向を表明していただいております。市場動向を勘案しながら売却する方針と当社代表取締役の三吉野健滋がマイルストーン社代表取締役の浦谷氏より口頭にて伺っております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、今般割当予定先であるマイルストーン社に対して本新株予約権を発行することから、以下のとおり、本新株予約権の引受けに係る払込みに係る資金の保有状況について検討致しました。

当社は、マイルストーン社から預金口座の残高照会書の写しを受領し2018年7月26日時点の当該預金残高を確認することにより、本新株予約権の引受けに係る払込を行うことが十分に可能な資金を保有していることを確認しております。なお、本新株予約権の行使に必要な金額の全額を確認することはできておりませんが、本新株予約権の行使に当たってマイルストーン社は、弊社代表取締役である三吉野健滋氏との貸株契約(100万株の株式を2年間、貸借料 年率0.1%)が利用できること、また、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはありません。マイルストーン社は、当社を含む多数の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することで新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達している旨を聴取により確認しております。以上のことから当社は、マイルストーン社が本新株予約権の発行価額総額並びに本新株予約権の行使に必要な資金の総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

(注) マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、平成24年2月1日にマイルストーン・アドバイザリー株式会社(旧商号:マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社)による新設分割により設立されております。

g. 割当予定先の実態

当社は、マイルストーン社から、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。当社においても割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関(株式会社トクチョー 東京都千代田区神田駿河台三丁目2番1号 代表取締役社長 荒川一枝)に調査を依頼し、確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるマイルストーン社が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、他社上場企業の第三者割当における評価実績をもとに、本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役CEO 野口真人)(以下、「ブルータス・コンサルティング」といいます。)に依頼しました。当該機関は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、当社普通株式の価格の変動性(ボラティリティ67.31%)、満期までの期間(2年)、配当利回り(0%)、無リスク利率(-0.118%)、発行会社の行動(基本的には割当予定先の権利行使を待つが、株価が行使価額の200%まで上昇した場合には、コールオプションを発動すること)及び割当予定先の行動(当社株価が権利行使価格を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの出来高の10%を上限に売却すること)等を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって、本新株予約権の評価を実施しました。当社取締役会は当該評価の手法および前提条件について検討した結果、当該評価は適正かつ妥当であり有利発行には該当しないものと判断したため、第8回新株予約権の1個当たりの払込金額を当該評価と同額である34,100円(1株当たり3.41円)といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成30年8月16日)のマザーズにおける普通取引の終値426円を参考として、終値の90%にあたる1株384円(乖離率-9.86%)に決定いたしました。行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間(平成30年7月17日から平成30年8月16日)の終値平均474円に対する乖離率は-19.05%(小数点以下第2位を四捨五入)ですが、当該直前営業日までの3か月間(平成30年5月17日から平成30年8月16日)の終値平均522円に対する乖離率は-26.49%(小数点以下第2位を四捨五入)、当該直前営業日までの6か月間(平成30年2月17日から平成30年8月16日)の終値平均566円に対する乖離率は-32.19%(小数点以下第2位を四捨五入)となっております。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、最近4か月間の当社株価の変動が激しかったため、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、また、現在の株価より低い水準である過去の特定期間の株価を反映して行使価額を算定するのは、株主の皆様の利益にもそぐわないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

当該判断に当たっては、前述のとおりブルータス・コンサルティングによる評価書を参考にし、本新株予約権の発行条件を勘案した結果、ブルータス・コンサルティングが評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていることから、前提条件については合理的なものであり、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、本新株予約権の発行価額についても、適正かつ妥当であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役全員も、ブルータス・コンサルティングは、当社と顧問契約関係になく、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、発行価額については、評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその基礎としていること、その算定過程及び当該前提条件等に関してブルータス・コンサルティングから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その評価額を踏まえて発行価額を決定していることより、ブルータス・コンサルティングによって算出された評価単価を参考に決定した発行価額は、割当予定先に特に有利な条件に該当するものではなく、適法であると判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は4,280,000株であり、平成30年7月31日現在の当社発行済株式総数40,049,300株に対し最大10.69%（平成30年7月31日現在の当社議決権個数400,447個に対しては10.69%）の割合の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、本新株予約権の発行により、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数4,280,000株に対し、当社株式の過去6ヶ月間における1日あたりの平均出来高は472,000株であり、一定の流動性を有していること、本新株予約権は前述の「エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について」に記載のとおり、本新株予約権は一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が可能であること、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、本新株予約権の行使により発行される株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、当社といたしましては、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の発行は、本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式数に係る議決権総数の25%未満としていること、支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、大規模な第三者割当には該当しません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都港区赤坂2-17-22	0	0.0%	4,280,000	9.66%
三吉野 健滋	愛知県名古屋市	2,036,000	5.08%	2,036,000	4.59%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	790,500	1.97%	790,500	1.78%
株式会社東広	東京都渋谷区大山町24-13	610,000	1.52%	610,000	1.38%
株式会社カクカ	東京都渋谷区大山町24-13	521,100	1.30%	521,100	1.18%
カブドットコム証券株式会社	東京都千代田区大手町1-3-2	333,000	0.83%	333,000	0.75%
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	286,624	0.72%	286,624	0.65%
福島 常吉	東京都豊島区	286,600	0.72%	286,600	0.65%
四元 秀一	大阪府大阪市	252,500	0.63%	252,500	0.57%
計		5,116,324	12.78%	9,396,324	21.20%

- (注) 1. 平成30年6月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。
 2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成30年6月30日現在の発行済株式総数に、マイルストーン社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数4,280,000株（議決権42,800個）を加えて算定しております。
 3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
 4. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第23期有価証券報告書及び四半期報告書（第24期第2四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2．資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」に記載の第23期有価証券報告書提出日以後、平成30年8月17日までの間において新株予約権の行使により資本金164,454千円、資本準備金164,454円がそれぞれ増加し、資本金3,233,813千円、資本準備金3,323,829円となりました。

3．臨時報告書の提出について

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第23期)	自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日	平成30年3月30日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第24期第2四半期)	自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日	平成30年8月10日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年3月30日

株式会社ディー・ディー・エス

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高木 勇 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 勝彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樹神 祐也 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディー・ディー・エスの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディー・ディー・エス及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ディー・ディー・エスの平成29年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ディー・ディー・エスが平成29年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月30日

株式会社ディー・ディー・エス

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高木 勇 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 勝彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樹神 祐也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディー・ディー・エスの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディー・ディー・エスの平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年8月10日

株式会社ディー・ディー・エス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高木 勇 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 樹神 祐也 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディー・ディー・エスの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成30年1月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ディー・ディー・エス及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。